

特定第二種水産動植物にかかる論点

令和3年6月
水産庁

これまでの経緯① 漁獲証明制度に関する検討会での主な意見

- 漁獲証明制度検討会におけるとりまとめでは、特定第二種水産動植物については、規制の実効性についても考慮した上で、リスクが高いと考えられる魚種及びその加工品から順次対象とすることが適当とされたところ。

漁獲証明制度のあり方について とりまとめ（令和2年6月）

2 輸入水産動植物の漁獲証明制度

(1) 制度創設の背景

我が国においても、違法漁業防止寄港国措置協定（P S M協定）の締結や国内担保法の制定、地域漁業管理機関（R F M O）等で合意された国際約束に基づき、外国為替及び外国貿易法の下で実施しているマグロ類等に対する漁獲証明制度の運用などの取組を進めてきたところであるが、国際約束のない魚種についてI U U漁業による漁獲が行われている実態もあり、そうした魚種についても輸入規制を導入することが重要である。

(3) 指定輸入水産動植物の対象魚種

諸外国において、例えばE Uでは淡水魚や観賞魚などを除く天然魚由来の全ての魚種を対象としているが、米国においては、F A Oの自主的ガイドラインにも記載のある「リスクベース」の観点から、リスク分析を行い、I U U漁業や産地偽装等のリスクが高い魚種を個々に選定しているところである。

我が国においては、I U U漁業の防止及びI U U漁業による漁獲物の流入防止を目的とするものであり、様々な国から多様な魚種を輸入している現状にも鑑み、規制の実効性についても考慮することが重要である。

このため、関係団体・学識経験者・N G O等の有識者によってリスク分析をした上で、リスクが高いと考えられる魚種及びその加工品から順次対象とすることが適当である。

これまでの経緯② 漁獲証明制度に関する検討会での主な意見（参考）

主な意見（魚種）

（令和元年10月30日 第3回漁獲証明制度に関する検討会において出された意見）

- IUUが懸念される魚種のうち、例えばスルメイカについては、近年漁獲量が様々な観点から減少しているが、大和堆において北朝鮮漁船が違法に漁獲しているのが1つの原因であると認識しており、こうしたIUU水産物が他国から入ってくることに現場では憤慨の声があるので、対象魚種のリスク分析において、このような点も含めて検討してほしい。
- 輸入規制を行う魚種については、（内外無差別の観点から）国内においても同様の措置を取るんだらうと思っている。対象魚種をリスクベースで選定する際に、現場の負担が大きくなるよう、ある程度ボリュームがあり、実効性のある魚種から始めるべき。
- 対象魚種については、リスク分析の上でまずは天然魚から順次やってほしい。
- IUU水産物を撲滅するために、リスクの高いところから対象としていくことに異論はない。
- 対象魚種の選定において、リスク分析をすることはいいと思っているが、基準として何を考慮するのかということが大事。洋上転載が行われるなど漁船に係るリスクは高いと考えている。また、天然のみを対象とするのは一つの考え方だが、養殖の生産量も世界的に増えてきているので、養殖も入れられるような枠組みを考えた上で、リスク分析を行っていただきたい。

（令和元年12月26日 第4回漁獲証明制度に関する検討会において出された意見）

- EUでは全魚種が対象、米国ではIUUリスクが高い魚種から始めているが、金額ベースで40%まで対象にしている。できるところから始めることで構わないが、数種類で終わらせないようにしてほしい。国内措置は改正漁業法の報告でカバーできると思う。また、第三者機関が魚種などを決めていく際には、先行している欧米の基準に合わせるべき。

これまでの経緯③ 国会における政府答弁・附帯決議

- 第203回臨時国会において、特定第二種水産動植物の指定に当たっては、IUU漁業による漁獲が行われるおそれ大きい対象魚種を指定することとする旨答弁を行った。また、想定する魚種としてイカ、サンマを例示した。
- 国会における附帯決議では、特定第二種水産動植物を定めるに当たって、漁業者、流通・加工業者の経営及び地域経済に及ぼす影響について十分に配慮し、慎重に行うこととされている。

<特定第二種水産動植物>

- 本法案におきましては、国内流通及び輸出入の適正化のための措置を講ずることによってこの流通防止を図るということにしているわけではありますが、このうち特定第一種水産動植物におきましてはナマコ、アワビを想定しており、また第二種の特定水産物におきましては、IUU漁業による漁獲が行われるおそれ大きい魚種ですね、イカ、サンマを想定をしているところであります。

(令和2年12月3日(参)農林水産委員会 野上大臣答弁抜粋)

付帯決議

- 特定第一種水産動植物等、特定第二種水産動植物等を定めるに当たっては、我が国水産業の実情を踏まえ、漁業者、流通・加工業者の経営及び地域経済に及ぼす影響について十分に配意し、慎重に行うこと。

対象魚種の検討① 特定第二種水産動植物にかかる法文規定

- 海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑みて、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に反して違法な採捕が行われるおそれ大きいもの等について特定第二種水産動植物として農林水産省令で定めることとしている。

特定第二種水産動植物の定義

<法律第一条>

この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

<法律第二条>

- 4 この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。



対象魚種の検討② 特定第二種水産動植物の指定基準（案）

法律上の規定及び検討会での議論のとりまとめ、更には国会での議論等を踏まえ、先行している欧米の取組も勘案しながら、現場の実情にも配慮し、以下の1～4を指定基準として、基準に合致する魚種の中から、対象となる魚種を指定することとしてはどうか。

(A) 法律の規定上は、「外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められること」及び「その他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由」により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものが対象とされている。

基準1 外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれ大きいもの

基準2 資源状況が悪い又は重量当たり単価が高いもの

(B) (A)に該当する場合であっても、輸入が少量のものについては輸入事業者等の負担に比して制度施行当初から対象とする必要性は低い。→当初は、一定の輸入量があるもの等を対象とすべき。

基準3 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの

(C) 以上の基準を満たすもののうち、実行可能性の観点から、準備状況が整ったものから選定。

基準4 法執行体制その他の法施行準備の観点から対応可能であるもの

← 基準1～4に該当するものの中から、法執行能力の範囲で優先順位をつけて対応

※執行能力の観点から、他の制度でIUU漁業の抑止を目的とした輸入規制が行われているものは除外。

対象魚種の検討③ 特定第二種水産動植物の考え方（案）

当面は以下の具体的な指定の考え方により対象魚種を指定することとしてはどうか。

基準1 外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれ大きいもの

→ ① 旗国、沿岸国又はRFMO（地域漁業管理機関）においてIUU漁船リストが整理されているなど、IUU漁業の実態が報告されているもの

基準2 資源状況が悪い又は重量当たり単価が高いもの

→ ② FAOの漁獲データにおいて2016～2018年の対象魚種の世界の平均漁獲量が、10年前となる2006～2008年の世界の平均漁獲量と比較して20%以上減少しているもの

又は、

1kg当たり単価が高いもの：2010～2019年の主要高級魚（漁業産出額統計の対象となる魚種のうち単価が上位1/3に入る魚種）の平均価格を平均した値（1,928円）以上の魚種

基準3 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの

→ ③ 輸入額が一定額以上（10億円）
（※輸出額が10億円以上となる魚種は、2020年貿易統計情報では約40種）

又は、

過去3年間と比較して輸入額が20%以上増加したもの

基準4 法執行体制その他の法施行準備の観点から対応可能であるもの

→ ④ 法執行に従事する政府関係者等の体制を勘案して判断

○ 前ページの考え方を主に輸入額の高いものに当てはめると以下のとおり。

項目	我が国EEZ周辺で漁獲されるもの			
	サンマ	イカ	サバ	マイワシ
① IUU漁業が確認されている	○ NPFC	○ NPFC	○ NPFC	○ NPFC
② 漁獲量減少率が20%以上 — 又は —	○	○	×	○
② 1kg当たり単価(円/kg)が高い	180	392	92	59
③ 輸入額が10億円以上又は輸入額増加率が20%以上	○	○	○	○
④ 他の制度で同様の規制はない	○	○	○	○

特定水産動植物（漁業法）		
アワビ	ナマコ	シラスウナギ
○ ※1 米国 SIMP	○ ※1 米国 SIMP	○ ※2 米国 USITC
○	×	不明
7,328	2,490	1,707,000
○	×	○
○	○	○

※1 米国SIMPにおいて対象とされている。

※2 米国USITC(United states International Trade Commission)の調査においてIUU漁業が行われているとされている。

項目	国際的に幅広く漁獲されているもの											
	タラ	ヒラメ・カレイ	カニ	タコ	エビ	サケ・マス	クロマグロ	ミナミマグロ	メバチ	キハダ	ビンナガ	カツオ
① I U U 漁業が確認されている	○ ※1 米国 SIMP	○ ※2	○ ※1 米国 SIMP	○ ※3 米国 USITC	○ ※1 米国 SIMP	○ ※3 米国 USITC	○ ICCAT	○ CCSBT	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4
② 漁獲量減少率が20%以上 又は	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
② 1kg当たり単価(円/kg)が高い	111	500	2,741	612	1,561	547	1,759	1,977	964	488	351	250
③ 輸入額が10億円以上又は輸入額増加率が20%以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 他の制度で同様の規制はない	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	○	○
			規制有				規制有	規制有	規制有	規制有		

※1 米国SIMPにおいて対象とされている。

※2 韓国において中国漁船の検挙実績あり。

※3 米国USITC(United states International Trade Commission)においてI U U漁業が行われているとされている。

※4 WCPFC、ICCAT等RFMOにおいてI U U漁船リストは整理されているが、どの魚種を対象としているかどうかは明らかにはなっていない。(RFMOに未登録の漁船が操業していることのみでもI U U漁船リストに掲載されるため、どの魚種を目的として操業しているかは不明である。)

※5 資源状況は、東大西洋では高位、西大西洋では中位、東部太平洋では低位。(出典：水産庁「令和2年度国際漁業資源の現況」)

※6 資源状況は、低位。(出典：水産庁「令和2年度国際漁業資源の現況」)

※7 資源状況は、大西洋では低位、インド洋では中位、東部太平洋では中位～低位、中西部太平洋では中位。(出典：水産庁「令和2年度国際漁業資源の現況」)

※8 資源状況は、大西洋では低位、インド洋では低位、東部太平洋では低位、中西部太平洋では中位。(出典：水産庁「令和2年度国際漁業資源の現況」)

対象加工品の検討①特定第二種水産動植物等（法文規定・指定基準（案））

特定第二種水産動植物等の定義

<法律第二条>

- この法律において「特定第二種水産動植物等」とは、特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。



指定基準

- 悪意のある事業者にとって得られる利益が大きく、密漁物を混入させるインセンティブがあるものを対象とすべきことから、輸入規制の対象となる水産動植物等については、
 - 1 **特定第二種水産動植物が主な原料であるもの**
 - 2 一般的に価値が低く、市場での流通量が限定的である**水産系残滓**（殻、煮汁等）**や副産物を使用して製造したものでないもの**
 - 3 **法執行体制その他の法施行準備の観点から対応可能**であるもの等の条件に合致するものを指定することとしてはどうか。



対象加工品の検討②特定第二種水産動植物等の指定の考え方（案）

指定の考え方

- 1 特定第二種水産動植物が**主な原料**であるものであるもの
→ ① **原材料として特定第二種水産動植物が50%以上含有している加工品**
- 2 ② 一般的に価値が低く、市場での流通量が限定的である**水産系残滓**（殻、煮汁等）**や副産物を使用して製造したものでないもの**
- 3 ③ **法執行体制その他の法施行準備の観点から対応可能**であるもの

対象となる加工品イメージ(案)

○対象

干イカ

サンマ
缶詰

魚粉

すり身

×対象外

イカ
カレー

イカスミ
ソース

➡ なお、省令で指定する際には、本制度の対象となる加工品を個別に指定することとしてはどうか。

(参考) 欧米韓の漁獲証明制度について(対象魚種等の考え方の比較)

○ 対象魚種として、EUは全天然魚種（淡水魚、観賞用の魚等を除く）、米国はリスク分析の上で13種に限定、韓国はEUからの警告へ対応するため、大西洋産ニベ科とサンマの2種に限定して指定。

	EU	米国	韓国
制度目的	<ul style="list-style-type: none"> IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の市場流入防止 	<ul style="list-style-type: none"> IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の市場流入防止 偽装水産物の市場流入防止 	<ul style="list-style-type: none"> IUU漁業による漁獲懸念のある水産物の市場流入防止 <p>【早期にEUからの警告に対応】</p>
考え方・経緯	<ul style="list-style-type: none"> IUU漁業による漁獲懸念は、加工の有無を問わず、海面で商業用に漁獲される天然魚に存在。 	<ul style="list-style-type: none"> IUU漁業と水産物偽装は、水産資源を悪化させ、合法的な市場をゆがめ、消費者の信頼に悪影響を及ぼし、世界市場において漁業規制を順守する水産物生産者と不当に競合するため、持続可能な水産業で世界をリードし、水産物消費大国でもある米国は、これと闘う。 検討の起点となった2014年6月の大統領覚書で、最も必要度の高い分野に重点を置く仕組みづくりを指示。 <p>➡ リスクの高い魚種を絞り込むため、リスクベースアプローチを採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2013年にEUは、韓国漁業が西アフリカ海域でニベ科の魚(韓国で人気)を対象とした違法漁業を繰り返しているとして、韓国政府の漁業管理が改善されなければ、貿易を制限する旨を警告。
		<p>【リスク分析する魚種を選定した基準】（全ての輸入魚種のリスク分析は実行上困難）</p> <ol style="list-style-type: none"> 国内の水揚げ又は輸入額が1億ドルを超えるもの 水産物の重量当たりの単価が高いものとして専門家グループによって指定されたもの 専門家グループの専門的な知見に基づいて提案されたもの <p>(45種52魚種を選定)</p>	<p>【規制対象種の決定方針】</p> <p>以下の2点に合致するものを対象化。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外水域で自国又は第三国漁船によって漁獲されている魚種 韓国国内で広く消費されている魚種
		<p>【リスク分析の基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 漁業管理が効果的に機能しているか 漁獲証明制度が適切に運用されているか 加工・流通過程の管理の透明性が確保されているか 魚種名の虚偽表示が過去にあったかどうか その他虚偽表示(原産地等)が過去にあったかどうか 法令違反が過去にあったかどうか 消費者の健康被害を引き起こしたことが過去にあったかどうか <p>(13種19魚種を選定)</p>	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 加工製品を含む天然魚に由来する水産品全て <p>〔養殖魚由来のものは除く〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> IUU漁業や水産物偽装リスクが特に高いと特定された13種19魚種を制度の第一段階として対象化。 <p>【対象魚種】(19魚種) < 偽装水産物の市場流入防止等の観点から養殖魚も対象化 ></p> <ol style="list-style-type: none"> アワビ類、②大西洋タラ、③太平洋タラ、④ブルークラブ、⑤タラバガニ、⑥シイラ、⑦ハタ類、⑧レッドスナッパー、⑨サメ類、⑩メカジキ、⑪ピンナガマグロ、⑫メバチマグロ、⑬カツオ、⑭キハダマグロ、⑮ミナミマグロ、⑯大西洋クロマグロ、⑰太平洋クロマグロ、⑱ナマコ類、⑲エビ類 <ul style="list-style-type: none"> 単一魚種による低次加工品は対象。 	<ul style="list-style-type: none"> 大西洋産ニベ科 <p>〔アフリカ水域において韓国漁船又は第三国漁船が違法に漁獲したニベ科の魚が国内に流入している懸念あり〕</p> <ul style="list-style-type: none"> サンマ <p>〔台湾漁船が違法に漁獲したサンマが国内に流入している可能性があるため〕</p>
備考	—	<ul style="list-style-type: none"> エビ・アワビについては、国内養殖生産でも同種の報告・記録保管がなされるようになるまで施行を延期(ほぼ1年遅れで施行)。 	—